

島根県遊技業協同組合・しまね福祉防犯協力会

テーマ名：①健康づくり福祉の充実 ②にぎわいのある地域づくり

③経済の活性化

④誰もがいきいきと暮らせる社会の実現

1 目的・趣旨

このたび、島根県遊技業協同組合・しまね福祉防犯協力会は、社会貢献事業として「県内のNPO活動の支援」として役立ててほしいとの意向で県に寄附されました。

この事業は、「しまね社会貢献基金」に対する島根県遊技業協同組合・しまね福祉防犯協力会からの寄附金を活用して、NPO等による地域課題解決の取り組みについて助成を行うものです。

「しまね社会貢献基金」は、NPO法人やその他社会貢献活動を行う団体の活動を支援し、島根県における社会貢献活動のより一層の推進と活性化を図る目的で、県民や企業の皆様からの寄附金と県の拠出金を原資に、島根県が創設し管理・運営を行っている基金です。

2 寄附者

島根県遊技業協同組合
しまね福祉防犯協力会

3 寄附者の意向

今回初めて本県の基金に寄付をされ、上記の①から④のテーマにおいて幅広く地域活動に活用されるよう申し出があり、講演会のような一過性の事業ではなく、今後継続して行われる事業に対して寄付金を使っていたきたいとの意向です。

4 応募資格者

しまね社会貢献基金の登録団体、および登録予定団体（主たる事務所の所在地が島根県内で活動が一年以上である団体等社会貢献活動推進事業実施要項の登録要件を満たすこと。）

島根県内のNPO法人にあっては定款に、任意団体にあっては定款に準ずるものに、「健康づくり福祉の充実」「にぎわいのある地域づくり」「経済の活性化」「誰もがいきいきと暮らせる社会の実現」を活動分野に掲げる団体であること。

5 募集事業

寄附者設定テーマに基づき、提案団体が自由な発想や専門的な知識等を活かして地域課題解決に取り組む事業の提案を募集します。

(1) 1団体が応募できる件数は、1事業とします。

(2) 事業実施期間は、事業採択後の交付決定日から平成31年3月末日までです。

(なお、交付決定は平成30年4月1日以降に行います。)

6 募集事業の基本的な条件

(1) 提案団体自らが実施するものであること。

(2) 宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと。

(3) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないこと。

(4) 事業対象経費が10万円以上であること。

7 対象となる経費及び金額

(1) 対象となる経費

事業実施のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費（スタッフ等賃金）、報償費

(講師等謝金)、旅費(交通費)、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料(備品のリース料を含む)等を対象とします。ただし、備品購入費(1点5万円以上)は対象外とします。

(2) 助成金額・件数

1事業250,000円の範囲内; 2事業程度を選定します。(下限100,000円)

8 応募方法

- ・提出期限:平成30年1月26日(金)17:00 必着
- ・提出書類:事業提案書、企画書、収支計算書(様式第1~3号)及び団体の役員名簿、年間収支決算書と活動内容のわかる参考資料
- ・提出方法:持参又は郵送

※ 様式は、下記ホームページからダウンロードしてください。

島根県NPO活動推進室ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>

9 選考・審査

(1) 選考は、民間の委員を主体にした審査会(2月8日・9日予定)により行います。審査会は公開とし、提案内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。

(2) 審査のポイント

- ① 事業の目的、公益性
- ② 事業の効果、地域社会への貢献度
- ③ スケジュール
- ④ 事業の先進性、実効性
- ⑤ 団体の事業遂行能力、予算の妥当性
- ⑥ 事業実施後の継続性 等

(3) 提案内容に関係する県担当課に意見を求め、審査の参考とします。

10 採択・決定

(1) 事業採択は、公開審査会で決定します。

(2) 採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。

(3) 採択通知送付後、補助金交付申請書を提出していただきます。

ただし、社会貢献基金登録団体でない場合は、交付申請書の提出の際、併せて団体登録申請を行っていただきます。

(4) 補助額等については、審査会の後に経費の内容等を精査の上決定します。

(5) 県の他の補助金、交付金等を受ける(予定を含む)場合は、本事業において採択しません。

11 事業実施後の事業評価等

事業実施後は、アンケート方式による事業の自己評価をしていただきます。

また、報告会による事業の事例発表を予定しておりますので、御協力をお願いします。

12 情報公開

採択された事業の内容や実施状況等については、ホームページ等により広く紹介します。

13 提出先・相談窓口

島根県 環境生活部 環境生活総務課 NPO活動推進室
〒690-8501 松江市殿町1番地

Tel: 0852-22-6099 Fax: 0852-22-5636 E-mail: npo@pref.shimane.lg.jp

HP: <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>